

Ⅳ その他

1.規制基準の遵守義務 (法第7条)

規制地域内に事業場を設置している者は、規制基準を遵守しなければなりません。

2.事故時の措置関係 (法第10条)

(1) 事故時の措置

規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければなりません。

(2) 市町村長への通報

(1) に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければなりません。

(3) 応急措置命令

市町村長は、(1) の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、(1) に規定する者に対し、引き続き悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命じることがあります。

3.改善勧告及び改善命令 (法第8条)

(1) 改善勧告

市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるとき、当該事業場を設置している者に対し相当の期限を定めて、「①悪臭原因物を発生させている施設の運用を改善すべきこと②悪臭原因物の排出防止設備を改良すべきこと③その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置をとるべきこと」について勧告することがあります。

(2) 改善命令

市町村長は、(1) の規定による改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときに、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることがあります。

